令和７年第１回知内町議会定例会（３日目）

◎　招集年月日　　令和７年３月１１日（火）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和７年３月１１日（火）　午前　１０時５５分
◎　閉会日時　　令和７年３月１１日（火）　午前　１１時４１分

◎　出席議員

１番	松井盛泰	６番	山田顕人
２番	花井泰子	７番	一之谷　駿
３番	笠松悦子	８番	野口久美子
４番	五十嵐捷爾	９番	木村　一
５番	吉田峰一	１０番	谷口康之

◎　会議録署名議員　　６番　山田顕人　　７番　一之谷　駿

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	森永　茂
生活福祉課長	笠松さおり
保健センター長	（笠松さおり）
地域包括支援センター長	（笠松さおり）
税務会計課長	佐藤辰治
農業水産振興課長	南　一貴
商工林業振興課長	南　和敏
政策調整課長	三原知明
建設水道課長	澤田浩一
教育長	堂下則昭
教育委員会事務局長	長谷川将之
スポーツセンター長	（長谷川将之）
知内高等学校事務長	高田正志
学校給食センター長	（長谷川将之）
代表監査委員	木村和義

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議事係	高田貴明

令和７年第１回知内町議会定例会議事日程

（第３号）　　令和７年３月１１日（火）午前１０時５５分開議

日　程	議件番号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　６番、山田顕人君、７番、一之谷駿君
第　２	委員会報告	令和７年度予算審査特別委員会審査報告について （委員長報告）
第　３	議案第２７号	知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定について
第　４	議案第２８号	町道路線の認定について
第　５	同意第　１号	教育委員会教育長の任命について
第　６	同意第　２号	教育委員会委員の任命について
第　７	同意第　３号	教育委員会委員の任命について
第　８	発委第　１号	知内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
第　９	意見書案第１号	「持続可能な学校の実現」を求める意見書の提出について
第１０	議長発議	令和７年度常任委員会所管事務調査の実施について
第１１	議長発議	令和７年度委員会管外行政視察の実施について
第１２	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第１３	議長発議	議会閉会中の議会運営委員会の実施について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（谷口康之）

皆さんおはようございます。

令和７年第１回知内町議会定例会の３日目にお集まりいただきまして、ご苦労様でございます。今日もよろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、１０人です。

定足数に達していますので、会議は成立します。

これから、本日の会議を開きます。

本日、１１日は休会の日ですが、予算審査特別委員会が予定より早く終了しましたので、会議規則第１０条第３項の規定により会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（谷口康之）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、６番、山田顕人君及び７番、一之谷駿君を指名します。

● 委員会報告第２号　令和７年度予算審査特別委員会審査報告について
（委員長報告）

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第２、委員会報告第２号、『令和７年度予算審査特別委員会審査報告について』を議題とします。

令和７年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委 員 長（吉田峰一）

委員会報告第２号、令和７年度予算審査特別委員会報告について。

予算審査特別委員会に付託した令和７年度各会計予算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和７年３月１１日提出。知内町議会議長、谷口康之。

令和７年度予算審査特別委員会審査報告書。

令和７年第１回知内町議会定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

令和７年３月１１日提出。知内町議会予算審査特別委員会委員長、吉田峰一。

知内町議会議長、谷口康之殿。

記、１、付託事件、議案第７号、知内町子育て世代等住宅の無償譲渡に関する条例の制定について。議案第８号、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行について。議案第９号、知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。議案第１０号、知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。議案第１１号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。議案第１２号、知内町職員の給与に関する条例等の一部改正について。議案第１３号、知内町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について。議案第１４号、知内町国民健康保険税条例の一部改正について。議案第１５号、知内町民体育館条例の一部改正について。議案第１６号、知内町民グラウンド管理運営に関する条例の一部改正について。議案第１７号、知内町町内会館等管理運営条例の一部改正について。議案第１８号、知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。議案第１９号、知内町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。議案第２０号、知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について。議案第２１号、令和７年度知内町一般会計予算について。議案第２２号、令和７年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第２３号、令和７年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第２４号、令和７年度知内町介護保険特別会計予算について。議案第

２５号、令和７年度知内町水道事業会計予算について。議案第２６号、令和７年度知内町下水道事業会計予算について。

２、審査年月日、令和７年３月７日・１０日・１１日（３日間）。３、審査場所、議会議場。４、審査委員、議長を除く議員全員による。５、審査の概要、委員会開会後、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。６、審査結果、付託された議案第７号から議案第２６号までの２０議案については、いずれも原案のとおり決定した。

７、審査意見

令和７年度における一般会計当初予算規模としては、前年当初比で６，０５０万円減の５６億１，０００万円となり、これに補正予算による計上予定分を含めた「年度間財政規模の見込」では、前年度比６億２，４５４万４千円増の６５億２６２万７千円となっている。

また、特別会計においては、国民健康保険事業など３特別会計の合計で１２億７９２万１千円、これに水道事業会計と下水道事業会計の５億４，５７１万３千円と一般会計を合わせた総合計は、前年度当初比１億２５４万１千円減の７３億６，３６３万４千円となっている。

歳出では、普通建設事業費における補助事業にあっては、サンナス橋架替工事（上部工）２億円が主なものとなっており、前年度当初比２億６，９５７万４千円増の３億６，４０１万３千円となり、単独事業については、知内高校長寿命化改修事業、湯ノ里町内会館移転改修工事の完了により、前年度当初比７億３，６８１万５千円減の４億７，５１４万１千円となった。

歳入では、町税は、前年度決算見込額より１，４０７万５千円減の７億１，７９５万１千円と見込み、繰入金については、各種基金を目的に沿った事業への充当のほか、財源不足への対応として財政調整基金から１億９，８００万円を繰入する予算としている。

審査過程において出された意見の中で、知内町子育て世代等住宅の無償譲渡に関する条例は、町の公営住宅を子育て世代等へ無償譲渡する内容であり、子ども・子育て支援事業計画においても子育て世代に大変重要な支援策となることから、当該事業計画に加えるよう望むものである。

学童保育においては、現在、保護者負担を有しているが、今後、無償化について検討していただきたい。また、児童の学力向上のため、学童保育内への公営塾の設置について検討するなど、学習の場を設けるよう努めていただきたい。

当町の地域おこし協力隊は、農業分野においては順調に進められているが、水産分野や観光分野等々、専門知識を有した者の発掘や受け入れ体制の構築を望むものである。

各町内会において自主防災組織を設立し、避難訓練が実施されているが、設立当初より高齢化が進み、要支援者に対する支援も増えている状況にあり、町内会での共助に限界が見えていることから、消防団等も含めた新たな自主防災組織の設置等検討していただきたい。

当町の下水道管については、まだ新しい施設であるが、他県で発生した事故は家庭から排出される洗剤等の成分による化学反応によって管が損傷したものであると言われていることから、下水道管の管理については引き続き適切な管理を行い、町民が安心安全で利用できるよう努めていただきたい。

なお、予算の執行にあたっては、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、地域経済の活性化など最大限の効果に結び付くよう望むものである。

以上でございます。

◎　議　　長（谷口康之）

これで、委員会報告を終わります。

只今、委員長から報告がありましたが、委員長報告は、付託された２０議案について、全て原案のとおり決定であります。これから、付託された２０議案について、質疑・討論は委員会において既に終了しておりますので、省略し、起立による採決を行います。

本件は委員長報告の通り、決定するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

●　議案第２７号　知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第３、議案第２７号、『知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定について』を議題とします。

松井議員は、地方自治法１１７条の規定により除斥の対象となりますので、お願い致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

議案の２４８ページをご覧下さい。

議案第２７号、知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定ついて。

地方自治法第２４４条の２第６項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記、１、公の施設の名称、知内町木質資源貯蔵施設。２、指定管理者の名称、知内町森林組合。３、指定期間、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

尚、知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の概要については、説明資料、商工林業振興課関係７６ページを後程ご覧下さい。以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２７号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第２８号　町道路線の認定について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第４、議案第２８号、『町道路線の認定ついて』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

議案の２４９ページをお開き願います。

議案第２８号、町道路線の認定について。

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記、路線番号、１４１。路線名、きらく９号線。起点、字重内１３番６３地先。終点、字重内１３番７５地先。延長、８９．６０ｍ。幅員、６．００ｍです。

認定箇所等につきましては、予算説明資料の７８ページを後程ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一）

今、課長から説明あったんですけども、ナンバー１４１という番号まで付いているけども、全長何ｋｍあるんですか。町道の管理してるの。

◎　議　　長（谷口康之）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。今回のきらく９号線を抜かすと全部で１４０路線、全長が約１１７ｋｍです。

◎　議　　長（谷口康之）

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一）

その中に、なんていうのかな半とか準の農道ですか、その辺ていうのは分かるんですか。全部一括くるみの例えば町道、未舗装の所だとか、例えば農道だとかも一部町道を格上げにされた分もあるんでしょ。

◎　議　　長（谷口康之）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。町道の規定と致しましては、砂利でもＯＫです。

農道で使っているかどうかは、何mくらいあるかどうかは、今ちょっと資料が無いので分かりかねます。以上です。

◎　５　　番（吉田峰一）

分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２８号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

休憩を取り消しまして、会議を再開します。

●　同意第１号　教育委員会教育長の任命について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第５、同意第１号、『教育委員会教育長の任命について』同意を求める件についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

同意第１号、教育委員会教育長の任命について。

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記、氏名、堂下則昭氏であります。

どうぞよろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

本件は、人事案件でありますので、討論を省略し採決したと思いますが、この取り扱いにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本件はそのように取り扱うことに決定致しました。
これから、同意第１号を採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって本案は同意することに決定しました。
暫時休憩致します。
休憩を取り消しまして、会議を再開致します。
それでは、只今任命同意されました堂下教育長からご挨拶を頂きます。

◎　教 育 長（堂下則昭）

教育長の任命に対しまして、ご同意頂きましてありがとうございます。
学校教育に関しましては、小学校、中学校の一貫教育を軸に認定こども園から高等学校までの連携教育にこれまで以上に推進してまいります。
また、喫緊の課題であります知内高等学校二間口維持につきましては、教育委員会、学校、そして町との三者連携でこれまで以上に外部に対する発信を致しまして、生徒の確保に取り組んでまいります。
また、中央公民館やスポーツセンター、郷土資料館については町の方々により一層利用して頂きたく、これまで以上に企画工夫をしてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

只今、再任されました堂下教育長から挨拶を頂きました。ありがとうございました。
引き続き、知内町の教育行政発展のためにご尽力いただきますよう特にお願い申しあげたいと存じます。

●　同意第２号　教育委員会委員に任命について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第６、同意第２号、『教育委員会委員の任命について』同意を求める件についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

同意第２号、教育委員会委員の任命についてであります。
下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
氏名、岡田敬司氏であります。
どうぞよろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、同意第２号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　起立多数　）

賛成多数です。したがって本件は同意することに決定しました。

●　同意第３号　教育委員会委員に任命について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第７、同意第３号、『教育委員会委員の任命について』同意を求める件についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

同意第３号、教育委員会委員の任命についてであります。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は、知内字重内。氏名は、小林真一氏であります。

小林氏は、高潔な人格で人望も厚く、現在は知内小学校のＰＴＡ会長及び知内町ＰＴＡ連合会会長を務めると共に、知内観光協会理事としても積極的に町のＰＲ活動に参加して頂いております。

任期は、令和７年４月１日から令和１１年３月３１日までの４年間となります。

同意をよろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、同意第３号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

賛成の方は、起立をお願い致します。

（　起立多数　）

起立多数です。したがって本件は同意することに決定しました。

●　発委第１号　知内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第８、発委第１号、知内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、笠松悦子君。

◎　議会運営委員会委員長（笠松悦子）

発委第１号、知内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について 。

知内町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について次のように制定する。

令和７年３月６日提出。提出者、知内町議会運営委員会、委員長、笠松悦子。

条例の内容につきまして説明致しますので、議案の１ページをお開き下さい。

条例制定の趣旨です。改正前の地方自治法第９２条の２では『普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し、請負をする者及びその支配人であることができない』と規定されており、議員個人と町との間において請負が認められていなかったところであるが、この度、地方自治法の一部を改正する法律（令和４年法律第１０１号）が令和５年３月１日より公布、施行されたことにより『各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が、普通地方公共団体の議会の適正な運営確保のため、環境整備を図る観点から、政令で定める額を超えないものを除く』との文言が加えられ、政令で定める一定の金額３００万円までは、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

このことにより、町議会議員と町との間の地方自治法第９２条の２に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とした、新たな条例を制定するものであります。

次に条例の主な内容です。

第１条は、目的を定めております。議会議員の請負の状況の公表に関する目的について定めるものであります。

第２条は、報告でございます。前会計年度中に議員が町と請負をした場合、請負の状況についての報告義務及び訂正について定めるものであります。

第３条は、報告の一覧の作成及び公表でございます。請負の状況の報告の一覧の作成及び公表に関して定めるものであります。

第４条は、報告等の保存及び閲覧等でございます。報告及び訂正の保存及び閲覧等に関して定めるものであります。

第５条は、委任で、この条例の施行に関し必要な事項は議長が定めることとしております。

最後に施行期日でございます。附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和７年４月１日に始まる会計年度における請負から適用することとしております。

以上、発委第１号の内容でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、発委第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　意見書案第１号　「持続可能な学校の実現」を求める意見書を提出について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第９、意見書案第１号、「持続可能な学校の実現」を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君。

◎　６　　番（山田顕人）

意見書案第１号、「持続可能な学校の実現」を求める意見書の提出について。

持続可能な学校の実現を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和７年３月６日提出。提出議員、山田顕人、賛成議員、松井盛泰、花井泰子、笠松悦子、五十嵐捷爾、吉田峰一、一之谷駿、野口久美子、木村一、各議員。

「持続可能な学校の実現」を求める意見書 。

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。２４年４月には、猶予期間が設けられていた５業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

「骨太方針２０２４」では、中教審「審議のまとめ」をふまえ、「２０２６年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「２０２５年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としています。

学校の働き方改革の前進をはかるとした「骨太方針」が実現されたとしても長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。また、１９年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせません。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

記 、学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

１．教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
（１）部活動の地域移行をさらにすすめるため、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
（２）学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
２．教職員定数改善を実施すること。
３．教員のいのちと健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても「自発的勤務」と評価される現状を改善する、法制度の整備を行うこと。
４．今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。
令和７年３月６日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、谷口康之。
提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。
以上でございます。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりました。
本意見書案の提出議員、賛成議員は議長を除く全員であります。
よって質疑、討論を省略採決致します。
これから、意見書案第１号を採決します。
本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
只今の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

●　議長発議　令和７年度常任委員会所管事務調査の実施について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１０、『令和７年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。
お諮りします。令和７年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することとし、調査内容については、議長と各常任委員会委員長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、令和７年度の常任委員会所管事務調査の実施については、そのように行うことに決定致しました。

●　議長発議　令和７年度委員会管外行政視察の実施について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１１、『令和７年度委員会管外行政視察の実施について』を議題とします。

お諮りします。管外行政視察は、議会閉会中に行うこととし、実施委員会及び実施時期並びに視察内容については、議長と各委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、委員会の管外行政視察は、そのように行うことに決定しました。

●　議長発議　議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１２、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。その都度議長において指名することに決定しました。

●　議長発議　議会閉会中の議会運営委員会の実施について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１３、『議会閉会中の議会運営委員会の実施について』を議題とします。

このことについて、会議規則第７３条の規定によって、議会閉会中の議会運営委員会の開催の申出がなされておりますので、これを承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定しました。

●　閉会宣言

◎　議　　長（谷口康之）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和７年第１回知内町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

（　閉会　午前１１時４１分　）